

3. キャリア形成促進助成金

労働者のキャリア形成を促進するための制度で、事業主が労働者に職業訓練等を実施した場合や労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合などに、訓練の経費や支払った賃金の一部などについて助成します。

〔主な助成〕

- パート労働者等に職業訓練等を実施した場合
 - ・ 経費・賃金の1/3（中小企業は1/2）
- 労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合
 - ・ 自発的な職業能力開発を支援 経費・賃金の1/3（中小企業は1/2）
 - ・ 自発的な職業能力開発制度の導入 休暇制度 15万円、時間確保制度 30万円 など
 - ・ 自発的な職業能力開発制度の利用 制度利用者1人当5万円 など

本助成金の手続きは「独立行政法人雇用・能力開発機構」の各都道府県センターにおいて実施しています。

4. 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している中小企業を対象とした社外積立型の退職金制度です。新しく制度に加入する事業主に対しては、掛金の2分の1（上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、また掛金月額を増額する事業主に対しては、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

掛金月額は、通常5,000円～30,000円のところ、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ30時間未満である場合）については、2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金の選択も可能となっており、パートタイム労働者が加入しやすくなっています。

○中小企業退職金共済制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構

〒105-8077 東京都港区芝公園 1-7-6 Tel：03-3436-0151（大代表）